

八千代市公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、八千代市が発注する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事をいう。以下同じ。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条の規定による前金払を行う場合の取扱いについて、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、前金払及び既にした前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（財務規則第156条の2第1項の市長が別に定める額）

第2条 財務規則第156条の2第1項の市長が別に定める額は、130万円とする。

(前金払の支払基準等)

第3条 公共工事の前金払は、次表左欄に掲げる区分により行うものとし、前金払の割合及び充当することができる経費は、それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

区分	割合	充当経費
(工事) 1件の契約金額が130万円を超える土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）	契約金額の 10分の4以内	当該工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

(設計又は調査) 1 件の契約金額が 1 3 0 万円を超える土木建築に関する工事の設計（工事監理を含む。以下同じ。）又は調査	契約金額の 1 0 分の 3 以内	当該設計又は調査の材料費，労務費，外注費，機械購入費（当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費
(測量) 1 件の契約金額が 1 3 0 万円を超える測量（法第 2 条第 1 項に規定する測量をいう。）	契約金額の 1 0 分の 3 以内	当該測量の材料費，労務費，外注費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該測量において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，交通通信費，支払運賃，修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費
(機械類の製造) 1 件の契約金額が 1 3 0 万円を超える土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類（以下「工事用機械類」という。）の製造	契約金額の 1 0 分の 3 以内	当該工事用機械類の製造に必要な経費

2 前金払の金額に 1 0 万円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てる。

(前金払の明示)

第 4 条 前金払の有無は，入札公告又は入札通知による方法その他の方法により，これを明示するものとする。

(前払金の請求)

第 5 条 前金払を受けようとする者（以下「前金払請求者」という。）は，請

負契約締結後，速やかに前払金請求書（第 1 号様式）に法第 2 条第 4 項に規定する前払金の保証事業会社と前払金の保証について保証契約を締結した保証証書を添付して，市長に提出しなければならない。

2 財務規則第 80 条第 4 項の市長が定めるものは，保証事業会社の定める電子証書等閲覧サービス上に電子証書等がアップロードされ，当該電子証書等の閲覧に必要な契約情報及び認証情報を前金払請求者が市に提供する方法とする。

3 市長は，第 1 項に掲げる書類の提出を受けたときは，14 日以内に前払金を支払うものとする。

（前払金の追加請求等）

第 6 条 前条第 3 項の規定により前払金の支払を受けた者は，当該前払金に係る契約に変更があったことに伴い，変更契約の金額が当初の契約金額の 1.5 倍以上となる場合は，当該増額後の契約金額について第 3 条の規定により計算した前払金の額から既に支払を受けた前払金の額を差し引いた額の前払金を追加して請求することができる。この場合において，前条の規定を準用する。

2 前条第 3 項の規定により前払金の支払を受けた者は，当該前払金に係る契約に変更があったことに伴い，既に支払を受けた前払金が減額後の契約金額の 10 分の 5（工事の設計若しくは調査，測量又は工事用機械類の製造の契約にあつては 10 分の 4）を超えるときは，その超える額（以下この項において「超過額」という。）を当該前払金に係る契約に変更があった日から 30 日以内に市長に還付しなければならない。ただし，超過額を還付させることが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは，この限りでない。

（中間前金払の支払基準等）

第 7 条 公共工事の中間前金払は，次の各号に掲げる全ての要件を備える公共工事のうち，次表左欄に掲げるものについて行うものとし，中間前金払の割合及び充当することができる経費は，それぞれ同表中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

(1) 工期の 2 分の 1 を経過していること。

- (2) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該公共工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該公共工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 財務規則第157条の規定による部分払の請求をしていないこと。

区分	割合	充当経費
1件の契約金額が130万円を超える土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに工事用機械類の製造を除く。）	契約金額の10分の2以内	当該工事の材料費，労務費，機械器具の賃借料，機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。），動力費，支払運賃，修繕費，仮設費，労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

- 2 中間前金払の金額に10万円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てる。
- 3 前金払及び中間前金払の合計金額は，契約金額の10分の6を超えることができない。

（中間前金払の明示）

第8条 中間前金払の有無は，入札公告又は入札通知による方法その他の方法により，これを明示するものとする。

（中間前金払の認定請求）

第9条 中間前金払を受けようとする者は，中間前金払認定請求書（第2号様式），工事履行報告書（第3号様式）及び工事工程管理表（第4号様式）を市長に提出し，認定請求をしなければならない。

- 2 市長は，前項の規定による認定請求があったときは，速やかにその適否を決定し，その結果を中間前金払認定通知書（第5号様式）又は中間前金払不認定通知書（第6号様式）により請求者に通知するものとする。

（中間前金払の請求）

第 10 条 前条第 2 項の規定により中間前払金払認定の通知を受けた者（以下「中間前払金請求者」という。）は、中間前払金請求書（第 7 号様式）に法第 2 条第 4 項に規定する前払金の保証事業会社と中間前払金の保証について保証契約を締結した保証証書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 中間前払金請求者は、前項の規定による保証証書の添付に代えて、第 5 条第 2 項に準ずる措置を講ずることができる。この場合において、中間前払金請求者は、当該保証証書を添付したものとみなす。

3 市長は、第 1 項に掲げる書類の提出を受けたときは、14 日以内に中間前払金を支払うものとする。

（中間前払金の追加請求等）

第 11 条 前条第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る契約に変更があったことに伴い、変更契約の金額が当初の契約金額の 1.5 倍以上となる場合は、当該増額後の契約金額について第 7 条の規定により計算した中間前払金の額から既に支払を受けた中間前払金の額を差し引いた額の中間前払金を追加して請求することができる。この場合において、前条の規定を準用する。

2 前条第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けた者は、当該中間前払金に係る契約に変更があったことに伴い、既に支払を受けた前払金及び中間前払金が減額後の契約金額の 10 分の 6 を超えるときは、その超える額（以下この項において「超過額」という。）を当該中間前払金に係る請負契約に変更があった日から 30 日以内に市長に還付しなければならない。ただし、超過額を還付させることが中間前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

（中間前払金の支払による制限）

第 12 条 第 10 条第 1 項の規定により中間前払金の請求をした者は、財務規則第 157 条の規定による部分払により経費の支払を請求することができない。ただし、継続費及び債務負担行為に係る 2 年度以上にわたる契約の場合は、各会計年度の支払限度額に係る当該年度末の出来高に対する部分払を行うことができる。

（前払金及び中間前払金の使途制限）

第 13 条 前払金又は中間前払金の支払を受けた者は、これをそれぞれ第 3 条第 1 項又は第 7 条第 1 項に規定する充当することができる経費以外の支払に充当してはならない。

（前払金及び中間前払金の返還）

第 14 条 市長は、前払金又は中間前払金を支払った公共工事に関し、その支払を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、既に支払った前払金又は中間前払金の全部又は一部を返還させる。

- (1) 前払金又は中間前払金を当該公共工事以外の目的に使用したとき。
- (2) 契約に基づく業務を履行しないとき。
- (3) 法第 2 条第 5 項に規定する保証契約を解除したとき。
- (4) 請負契約を解除したとき。

（前払金及び中間前払金の返還又は還付の場合における遅延利息）

第 15 条 市長は、前払金又は中間前払金の支払を受けた者に対して、前条、第 6 条第 2 項又は第 11 条第 2 項によりその返還又は還付を請求した場合において、返還期限又は還付期限までにこれを返還又は還付しないときは、返還期限又は還付期限の翌日から起算して前払金又は中間前払金を返還又は還付した日までの日数に応じ、未返還額又は未還付額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（当該額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の遅延利息の支払を請求することができる。

（2 年度以上にわたる契約の特例）

第 16 条 継続費及び債務負担行為に係る 2 年度以上にわたる契約における前金払は、当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額に対してすることができる。

2 繰越明許費（事故繰越を含む。）に係る翌年度にわたる契約における前金払は、契約締結の当初における契約金額の総額に対してすることができる。

3 2 年度以上にわたる契約（繰越明許費（事故繰越を含む。）に係る翌年度にわたる契約を除く。）における中間前金払は、当該契約に基づく各会計年度の出来高予定額に対して行うこととし、必要となる要件は、次の各号の全

てに該当する場合とする。

- (1) 当該会計年度の前払金の支払を受けていること。
- (2) 当該会計年度の工期の2分の1を経過していること。
- (3) 当該会計年度の工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事（第7条第1項の表の左欄に掲げる工事をいう。以下この項において同じ。）に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた工事に係る作業に要する経費が当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 当該会計年度の部分払の請求をしていないこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
（八千代市公共工事に要する経費の前金払取扱要領の廃止）
- 2 八千代市公共工事に要する経費の前金払取扱要領（平成24年4月1日制定）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 この要領は、施行日以前に入札公告又は入札通知その他の通知を行った契約は従前の例による。
（前金払の支払基準等の特例）
- 4 平成28年4月1日から令和7年3月31日までに新たに請負契約を締結する第3条第1項の表左欄の（工事）の区分に掲げる工事に係る前払金（第10条及び第11条の規定により中間前払金として支払がされるものを除く。）のうち、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、第3条第1項の表の規定にかかわらず、当該前払金の100分の25を上限とし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する経費に充当することができる。

附 則

この要領は、平成29年5月9日から施行し、附則第4項の規定は、平成28年4月1日以降に契約した工事等に適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後に入札の公告若しくは入札者の指名の通知が行われる入札に係る契約又は施行日以後に締結される随意契約について適用し、施行日前に入札の公告若しくは入札者の指名の通知が行われた入札に係る契約又は施行日前に締結された随意契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行日前に入札の公告又は入札者の指名の通知を行った契約に対するこの要領の規定の適用については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 5 条第 1 項）

前払金請求書

年 月 日			
(宛先) 八千代市長			
住 所 _____			
受注者			
氏 名 _____ 印			
次のとおり前払金を請求いたします。			
円			
1 工 事 等 名 称			
2 工事等の場所			
3 契 約 年 月 日	年 月 日		
4 履 行 期 限	年 月 日		
5 契 約 金 額	円		
6 振 込 先	金融機関名	口座種別	口座番号
	銀行 支店	普通・当座	

第 2 号様式（第 9 条第 1 項）

中間前金払認定請求書

年 月 日	
(宛先) 八千代市長	
住 所 _____	
受注者	
氏 名 _____ 印	
下記の工事について、中間前金払の支払を請求したいので、要件を具備していることを認定されたく請求します。	
1 工 事 名 称	
2 工 事 の 場 所	
3 契 約 年 月 日	年 月 日
4 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
5 契 約 金 額	円
6 摘 要	

第 3 号様式（第 9 条第 1 項）

工事履行報告書

年 月 日					
(宛先) 八千代市長					
住 所 _____					
受注者					
氏 名 _____					
工 事 名 称					
工種等	構成比(%)	予定工程(%)	実施工程(%)	出来高金額(円)	備考
小計	1 0 0 %				
消費税及び地方消費税					契約金額との比率 () %
合計金額					

《 注 意 事 項 》

- 1 構成比は直接工事費に占める工種ごとの構成割合を、予定工程・実施工程は報告時点の状況を記入し、出来高金額は工事価格（請負代金額から消費税及び地方消費税を控除した金額）に占める構成比相当額に実施工程率を乗じたものにより算出し、記入すること。契約金額との比率は、請負代金額に対する出来高金額の合計の割合を記入すること。
- 2 工種別の分類項目及び工種別構成比は、監督職員との協議による。
- 3 実施工程の割合の記入に当たっては、事前に監督職員と協議すること。
- 4 実施工程の計は 5 0 % 以上、契約金額との比率は 5 0 % 以上であること。

第4号様式（第9条第1項）

工事工程管理表

[illegible]

第 5 号様式（第 9 条第 2 項）

中間前金払認定通知書

年 月 日	
様	
八千代市長	
次の契約についてその進捗を審査したところ, 中間前金払をすることがで きる要件を具備していることを認定しましたので, 八千代市公共工事に要す る経費の前金払及び中間前金払取扱要領第 9 条第 2 項の規定により通知し ます。	
1 工 事 名 称	
2 工 事 の 場 所	
3 契 約 年 月 日	年 月 日
4 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
5 契 約 金 額	円
6 中 間 前 金 額	円
7 備 考	

中間前金払不認定通知書

年 月 日	
様	
八千代市長	
次の契約についてその進捗を審査したところ, 中間前金払をすることがで きる要件を具備しておりませんでしたので, 八千代市公共工事に要する経費 の前金払及び中間前金払取扱要領第 9 条第 2 項の規定により通知します。	
1 工 事 名 称	
2 工 事 の 場 所	
3 契 約 年 月 日	年 月 日
4 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
5 契 約 金 額	円
6 理 由	
7 備 考	

中間前払金請求書

年 月 日			
(宛先) 八千代市長			
住 所 _____			
受注者			
氏 名 _____ 印			
次のとおり中間前払金を請求いたします。			
円			
1 工 事 名 称			
2 工 事 の 場 所			
3 契 約 年 月 日	年 月 日		
4 履 行 期 限	年 月 日		
5 契 約 金 額	円		
6 前 払 金 額	円		
7 残 額	円		
8 振 込 先	金融機関名	口座種別	口座番号
	銀行 支店	普通・当座	